

経営事項審査の手引き

令和6年度 (第2版)

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以降を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は貸金台帳(写)等で確認を行うこととします。
なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び添付書類について
令和7年1月から税務署による收受日付印の押なつが廃止されることに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、收受日付印なしでも受け付けることとします。
※e-Taxをご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 工事経歴書
R6年度実施の審査より、工事経歴書に記載の工事に係る確認書類について、業種ごとに請負金額の上位3件とします。(p12参照)
- 5 建設業の経理の状況の改正について
令和5年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、経理士等として加点対象となるには、試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内、又は登録経理講習の修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内であることが必要です。
- 6 業種別技術職員コード表の改正について
令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、業種別技術職員コード表が改正されました。
- 7 建設キャリアアップシステム(CCUS)について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置、いわゆる建設業キャリアアップシステム(CCUS)の実施状況に応じて加点対象となりました。
- 8 その他の審査項目(社会性等)(W点)から総合評価値(P点)への換算式の改訂について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、W点の素点の増加に伴い、P点に占めるW点のウェイトを維持するため、Wの素点に乗ずる係数が改正されました。
- 9 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込(従来どおり)⇒事前提出(従来どおり)⇒電子申請システム(JCIP)を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒(補正等の対応)⇒結果通知書の送付(従来どおり)

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

経営事項審査の手引き

令和6年度 (第1版)

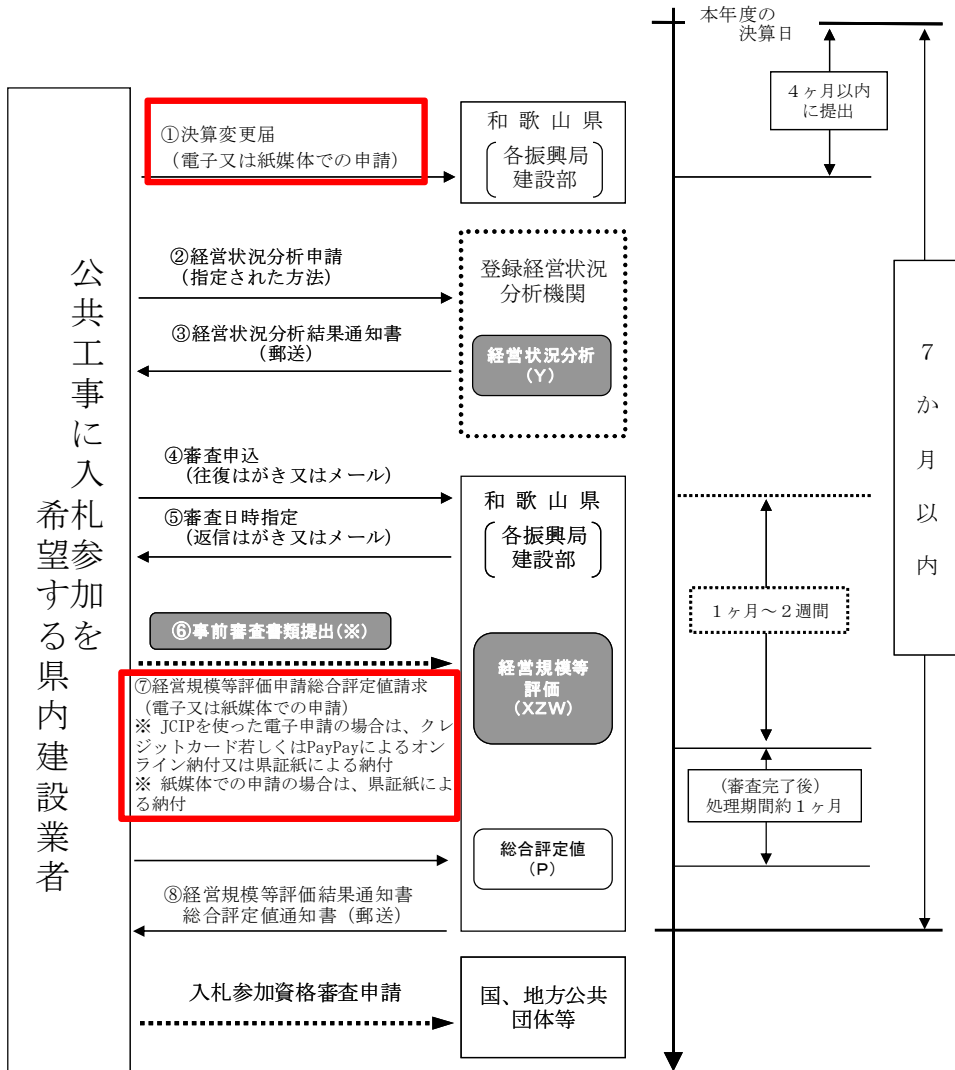
注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送によりお願いします。
- 2 工事経歴書
R6年度実施の審査より、工事経歴書に記載の工事に係る確認書類について、業種ごとに請負金額の上位3件とします。(p12参照)
- 3 建設業の経理の状況の改正について
令和5年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、経理士等として加点対象となるには、試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内、又は登録経理講習の修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内であることが必要です。
- 4 業種別技術職員コード表の改正について
令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、業種別技術職員コード表が改正されました。
- 5 建設キャリアアップシステム(CCUS)について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置、いわゆる建設業キャリアアップシステム(CCUS)の実施状況に応じて加点対象となりました。
- 6 その他の審査項目(社会性等)(W点)から総合評価値(P点)への換算式の改訂について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、W点の素点の増加に伴い、P点に占めるW点のウェイトを維持するため、Wの素点に乗ずる係数が改正されました。
- 7 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込(従来どおり)⇒事前提出(従来どおり)⇒電子申請システム(JCIP)を用いた申請⇒県証紙の提出⇒審査⇒(補正等の対応)⇒結果通知書の送付(従来どおり)

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

6. 申請手続き

※①～⑧は、毎年手続きをする必要があります。

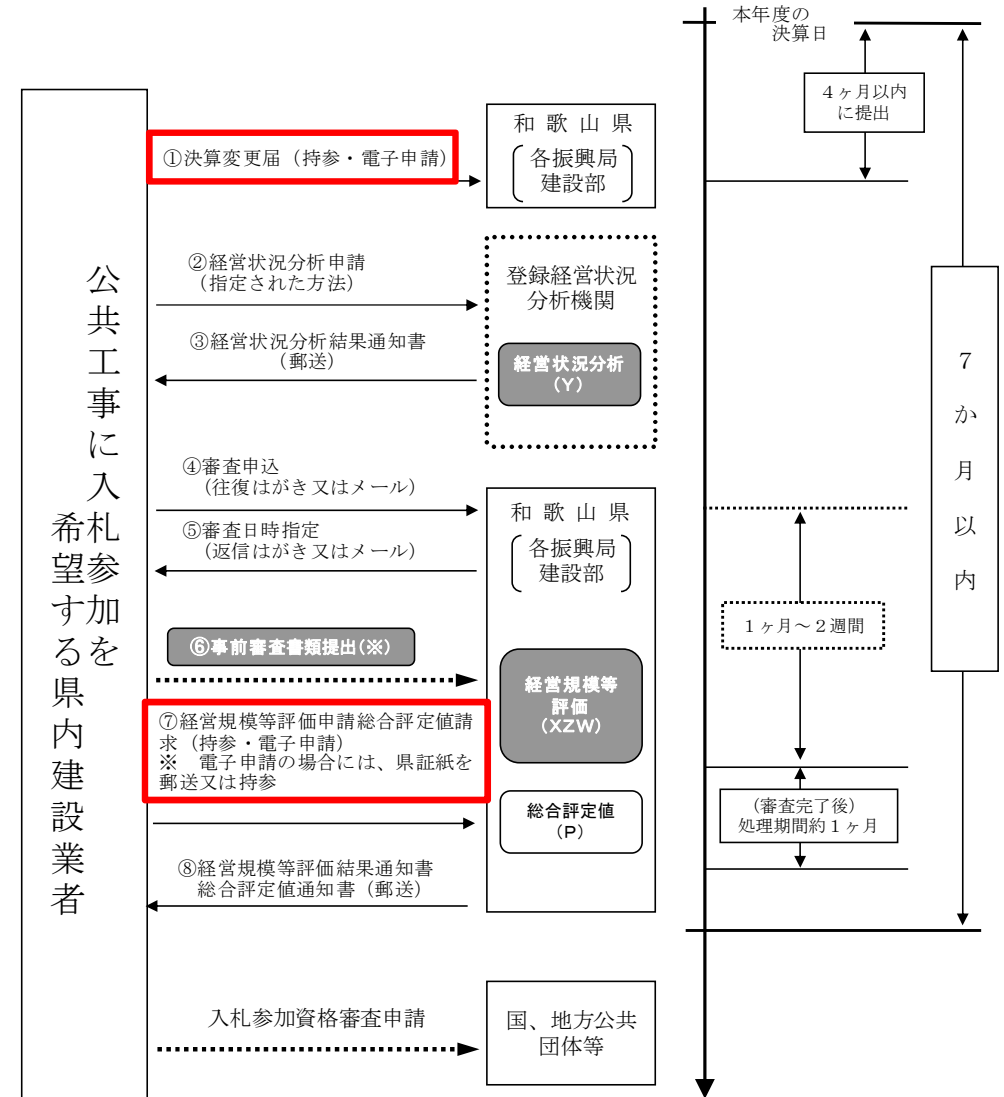


※ 審査当日の審査時間を短縮し、円滑に審査が進められるよう工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)の事前提出についてご協力をお願いします。

※ 国土交通大臣許可業者については、近畿地方整備局へ直接ご提出願います。

6. 申請手続き

※①～⑧は、毎年手続きをする必要があります。



※ 審査当日の審査時間を短縮し、円滑に審査が進められるよう工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)の事前提出についてご協力をお願いします。

※ 国土交通大臣許可業者については、近畿地方整備局へ直接ご提出願います。

7. 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）を使った申請手続き

- ① 決算終了後、4か月以内に管轄の振興局建設部に「決算変更届」を提出してください。
なお、この際に建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「J C I P」という）使用の有無に関わらず、経営事項審査の申請について、J C I P使用の有無を任意に選択できます。
- ② 経営状況分析申請書及び添付書類を登録経営状況機関へ提出し、経営状況分析を受けます。
申請手続については、各分析機関へお問い合わせください。（登録経営状況分析機関は、19ページの一覧表参照）
- ③ 登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書が交付されます。
- ④ **往復葉書又はメールで管轄の振興局建設部に審査を申し込んでください。**
（申込期間：技術調査課ホームページに掲載します。）
- ⑤ 振興局建設部から審査日時等を指定した返信はがき又はメールが届きます。
- ⑥ **工事経歴書（写）、技術職員名簿（写）、申請書表紙（写）を事前提出してください。**
効率的な審査のため審査日3日前までにご提出くださるようご協力願います。（郵送、F A X、持参可）
- ⑦ 経営規模等評価申請書など関係書類を指定された期日までにJ C I Pで作成・申請してください。（添付・提示書類は、11ページの一覧表参照。P D F化した添付・提示書類をJ C I Pへアップロードしてください。）
- ⑧ **◀クレジットカード又はPayPayによりオンライン納付する場合▶**
和歌山県ホームページに掲載しているオンライン納付フォームから納付申請を行ってください。
◀県証紙により納付する場合▶
審査手数料に応じた**県証紙を審査手数料証紙貼付書に貼り付けて各振興局建設部等の窓口へ持参又は書留郵便等で郵送してください。**
※ 和歌山県の受付印を押した紙媒体の申請書控が必要な方は、審査手数料証紙貼付書と合わせて必要額の切手を貼った返信用封筒を持参又は郵送してください。
- ⑨ 振興局建設部から指定された審査時間には、できる限り記載内容（工事内容、職員の雇用状況等）を説明できる方（行政書士に委任している場合には行政書士も可）が、事務所等で待機してください。申請内容等について質問のお電話をする場合があります。
- ⑩ 修正が必要な場合にはJ C I P上で指示を行いますので、対応をお願いします。
- ⑪ 審査終了後（修正がある場合には修正完了後）、1か月を目途に**紙媒体**の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を**簡易書留**で申請者あてに**郵送**します（時期は多少前後する場合があります）。
※ 通知書は大切に保管願います。万が一、紛失等された場合には管轄の振興局建設部にご相談ください。）

7. 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）を使った申請手続き

- ① 決算終了後、4か月以内に管轄の振興局建設部に「決算変更届」を提出してください。
なお、この際に建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「J C I P」という）使用の有無に関わらず、経営事項審査の申請について、J C I P使用の有無を任意に選択できます。
- ② 経営状況分析申請書及び添付書類を登録経営状況機関へ提出し、経営状況分析を受けます。
申請手続については、各分析機関へお問い合わせください。（登録経営状況分析機関は、19ページの一覧表参照）
- ③ 登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書が交付されます。
- ④ **往復葉書又はメールで管轄の振興局建設部に審査を申し込んでください。**
（申込期間：技術調査課ホームページに掲載します。）
- ⑤ 振興局建設部から審査日時等を指定した返信はがき又はメールが届きます。
- ⑥ **工事経歴書（写）、技術職員名簿（写）、申請書表紙（写）を事前提出してください。**
効率的な審査のため審査日3日前までにご提出くださるようご協力願います。（郵送、F A X、持参可）
- ⑦ 経営規模等評価申請書など関係書類を指定された期日までにJ C I Pで作成・申請してください。（添付・提示書類は、11ページの一覧表参照。P D F化した添付・提示書類をJ C I Pへアップロードしてください。）
- ⑧ **審査手数料に応じた県証紙を審査手数料証紙貼付書に貼り付けて各振興局建設部等の窓口へ持参又は書留郵便等で郵送してください。**
※ 和歌山県の受付印を押した紙媒体の申請書控が必要な方は、審査手数料証紙貼付書と合わせて必要額の切手を貼った返信用封筒を持参又は郵送してください。
- ⑨ 振興局建設部から指定された審査時間には、できる限り記載内容（工事内容、職員の雇用状況等）を説明できる方（行政書士に委任している場合には行政書士も可）が、事務所等で待機してください。申請内容等について質問のお電話をする場合があります。
- ⑩ 修正が必要な場合にはJ C I P上で指示を行いますので、対応をお願いします。
- ⑪ 審査終了後（修正がある場合には修正完了後）、1か月を目途に**紙媒体**の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を**簡易書留**で申請者あてに**郵送**します（時期は多少前後する場合があります）。
※ 通知書は大切に保管願います。万が一、紛失等された場合には管轄の振興局建設部にご相談ください。）

8. 申請時期

和歌山県では、経営事項審査の有効期間が切れ目なく継続するように、各申請者の決算期（審査基準日）により申請月を下記のとおり定めています。

決算期（審査基準日）	経営規模等評価等申請月
10月・11月	翌年の2月、3月
12月	翌年の4月、5月、6月
1月・2月	同年の7月
3月・4月	同年の8月、9月
5月・6月	同年の10月
7月・8月	同年の11月、12月
9月	同年の12月、翌年の1月

※日程は予定であり、審査の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

9. 審査手数料及び納付方法

	経営規模等評価申請・総合評定値請求手数料
納付額	○経営規模等評価申請・総合評定値請求を行う場合 8,500円 + (申請業種数 × 2,500円) (例) 8,500円 + (2業種 × 2,500円) = 13,500円
	○経営規模等評価申請のみを行う場合 8,100円 + (申請業種数 × 2,300円) (例) 8,100円 + (2業種 × 2,300円) = 12,700円
	○総合評定値の請求のみを行う場合 400円 + (申請業種数 × 200円) (例) 400円 + (2業種 × 200円) = 800円
納付方法	<p>≪ J C I P を使った電子申請の場合 ≫ クレジットカード若しくはPayPayによるオンライン納付又は県証紙による納付</p> <p>≪ 紙媒体での申請の場合 ≫ 県証紙による納付</p>

8. 申請時期

和歌山県では、経営事項審査の有効期間が切れ目なく継続するように、各申請者の決算期（審査基準日）により申請月を下記のとおり定めています。

決算期（審査基準日）	経営規模等評価等申請月
10月・11月	翌年の2月、3月
12月	翌年の4月、5月、6月
1月・2月	同年の7月
3月・4月	同年の8月、9月
5月・6月	同年の10月
7月・8月	同年の11月、12月
9月	同年の12月、翌年の1月

※日程は予定であり、審査の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

9. 審査手数料及び納付方法

	経営規模等評価申請・総合評定値請求手数料
納付額	○経営規模等評価申請・総合評定値請求を行う場合 8,500円 + (申請業種数 × 2,500円) (例) 8,500円 + (2業種 × 2,500円) = 13,500円
	○経営規模等評価申請のみを行う場合 8,100円 + (申請業種数 × 2,300円) (例) 8,100円 + (2業種 × 2,300円) = 12,700円
	○総合評定値の請求のみを行う場合 400円 + (申請業種数 × 200円) (例) 400円 + (2業種 × 200円) = 800円
納付方法	<p>審査手数料印紙（証紙）貼付書に貼付</p> <p>※和歌山県知事許可業者：県証紙 (参考 国土交通大臣許可業者：収入印紙)</p>

10. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数
2部

正本	1部
控え	1部（正本のコピー可） ※受付印を押してお返し します。

※ J C I Pを用いた申請で控えの返却を希望しない場合には、J C I Pによる申請のみ
(2) 申請書及び添付書類

- 記入については、技術調査課ホームページ（経営事項審査）の『申請書等記載例』及び各種コード一覧をご覧ください。
- 下表の順番で、A4版の大きさと綴じてください。

申請書・添付書類			知事許可業者	
			正本	控
①	経営規模等評価申請書等	(表紙)	○	写
②	経営規模等評価申請書等	(様式第二十五号の十四)	○	写
③	工事種別完成工事高	(別紙一)	○	写
③-2	工事種別完成工事高付表	(別記様式第1号) ※該当者のみ	○	写
④	工事経歴書	(様式第二号)	○	写
⑤	その他の審査項目(社会性等)	(別紙三)	○	写
⑥	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(通知) 様式第6号 ※該当者のみ	○	写
⑦	経理処理の適正を確認した旨の書類	(通知) 様式第2号 ※該当者のみ	○	写
⑧	建設機械の保有状況一覧表	(確認様式1) ※該当者のみ	○	写
⑨	技術職員名簿	(別紙二)	○	写
⑩	CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	(別記様式第4号) ※該当者のみ	○	写
⑪	技能者名簿	(別記様式第5号) ※該当者のみ	○	写
⑫	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(別記様式第3号) ※該当者のみ	○	写
⑬	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	※該当者のみ	○	
⑭	経営状況分析結果通知書		○	
⑮	審査手数料印紙(証紙)貼付書 ※オンライン納付の場合は不要		○	
⑯	委任状	※該当者のみ	○	

10. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数
2部

正本	1部
控え	1部（正本のコピー可） ※受付印を押してお返し します。

※ J C I Pを用いた申請で控えの返却を希望しない場合には、J C I Pによる申請のみ
(2) 申請書及び添付書類

- 記入については、技術調査課ホームページ（経営事項審査）の『申請書等記載例』及び各種コード一覧をご覧ください。
- 下表の順番で、A4版の大きさと綴じてください。

申請書・添付書類				知事許可業者	
				正本	控
①	経営規模等評価申請書等	(表紙)		○	写
②	経営規模等評価申請書等	(様式第二十五号の十四)		○	写
③	工事種別完成工事高	(別紙一)		○	写
③-2	工事種別完成工事高付表	(別記様式第1号) ※該当者のみ		○	写
④	工事経歴書	(様式第二号)		○	写
⑤	その他の審査項目(社会性等)	(別紙三)		○	写
⑥	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(通知) 様式第6号 ※該当者のみ		○	写
⑦	経理処理の適正を確認した旨の書類	(通知) 様式第2号 ※該当者のみ		○	写
⑧	建設機械の保有状況一覧表	(確認様式1) ※該当者のみ		○	写
⑨	技術職員名簿	(別紙二)		○	写
⑩	CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	(別記様式第4号) ※該当者のみ		○	写
⑪	技能者名簿	(別記様式第5号) ※該当者のみ		○	写
⑫	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(別記様式第3号) ※該当者のみ		○	写
⑬	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	※該当者のみ		○	
⑭	経営状況分析結果通知書			○	
⑮	審査手数料印紙(証紙)貼付書			○	
⑯	委任状	※該当者のみ		○	

(3) 知事許可業者の提示書類一覧

- ※原本が電子データの場合には、紙に打ち出してご提示ください。
- ※**確認書類の事前提出は必要ありません。**申請書のみ提出をお願いします。
- ※J C I Pによる申請の場合には、PDF化してJ C I Pにアップロードしてください。

審査項目	確認書類
(1) 経営規模等評価申請書 (表紙のみ事前提出)	①建設業許可申請書 ----- ②建設業許可通知書 ----- ③建設業許可の各種変更届(振興局建設部の受付印のあるもの) ----- ④前年の経営事項審査申請書の控え(県の受付印のあるもの)
(2) 工事種類別完成工事高	①建設業許可の決算変更届出書 ※完成工事高が2年平均時は2年分、3年平均時は3年分 ----- ②消費税確定申告書及び添付書類(審査対象事業年度分) ※新規に申請する場合、完成工事高が2年平均の場合は前期分、3年平均の場合は前々期分も必要です。 ※電子申告の場合は、電子申告データ及び受信通知を出力したもの ※免税業者は除く ----- ③工事台帳、総勘定元帳など請負額の実在性が確認できるものを、上記①、②に加えて追加で求めることがあります。
(3) 工事経歴書 (事前提出) ※ 工事経歴書は、消費税の課税業者は「税抜」、免税業者は「税込」で作成してください。 ※ 新規で申請される際に、前年度以前の実績がある場合は、年度毎に工事経歴書を作成してください。(2年平均の場合は2年度分、3年平均の場合は3年度分)	①工事請負契約書(注文書及び請書) ※工事経歴書に記載が必要な工事の内、請負金額の上位3件分(元請・下請合わせ金額の大きい順) ※発注者、受注者、請負金額、工期、工事名が確認できる部分が必要です。ただし、変更契約を行っている場合には、変更ごとの請負金額を確認できる部分を追加してください。 ※工事経歴書に記載されている工事について契約書等がない場合は、工事の内容及び入金が確認できる書類(請求書、売上帳、通帳(写)、工事代金振込通知書等)(注1) ※JV工事の場合は、協定書等で出資比率が確認できる協定書等を追加で提出してください。 ※電子契約により工事請負契約を締結している場合は、①に加えて「原本性証明に関する資料」又は「入金確認書類」を求めることがあります。(注2) ----- ②工事経歴書においてプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の施工実績がある場合は、当該工事に係る工事契約書及び仕様書等(工事経歴書に記載された請負金額の上位3件に該当する工事のみ) ----- ③施工体制台帳等 申請内容に疑義がある場合、①及び②のほかにも、施工体制台帳やその他の書類を追加で求めることがあります。
(4) 社会性等	
雇用保険加入の有無	○審査基準日を含む年度分の「雇用保険料の領収書」及び「労働保険概算確定保険料申告書の控え」 ※口座振替制度を利用されている方は、上記申告書の控え及び厚生労働省から送付される「口座振替結果のお知らせ」を提示してください。
健康保険加入の有無 厚生年金保険加入の有無	○審査基準日を含む月分の「健康保険及び厚生年金保険の領収証書」又は「保険料納付済証明書」
建設業退職金共済組合加入の有無	○建設業退職金共済組合加入・履行証明書【原本提出】 (履行証明書の発行ができない場合は原則加点对象外) ※承継等にかかる経営事項審査の場合で、証明書が発行できない際はご相談ください。

(3) 知事許可業者の提示書類一覧

- ※原本が電子データの場合には、紙に打ち出してご提示ください。
- ※**確認書類の事前提出は必要ありません。**申請書のみ提出をお願いします。
- ※J C I Pによる申請の場合には、PDF化してJ C I Pにアップロードしてください。

審査項目	確認書類
(1) 経営規模等評価申請書 (表紙のみ事前提出)	①建設業許可申請書 ----- ②建設業許可通知書 ----- ③建設業許可の各種変更届(振興局建設部の受付印のあるもの) ----- ④前年の経営事項審査申請書の控え(県の受付印のあるもの)
(2) 工事種類別完成工事高	①建設業許可の決算変更届出書 ※完成工事高が2年平均時は2年分、3年平均時は3年分 ----- ②消費税確定申告書及び添付書類(審査対象事業年度分) ※新規に申請する場合、完成工事高が2年平均の場合は前期分、3年平均の場合は前々期分も必要です。 ※ 税務署受付印のあるもの ← 削除 ※電子申告の場合は、電子申告データ及び受信通知を出力したもの ※免税業者は除く ----- ③工事台帳、総勘定元帳など請負額の実在性が確認できるものを、上記①、②に加えて追加で求めることがあります。
(3) 工事経歴書 (事前提出) ※ 工事経歴書は、消費税の課税業者は「税抜」、免税業者は「税込」で作成してください。 ※ 新規で申請される際に、前年度以前の実績がある場合は、年度毎に工事経歴書を作成してください。(2年平均の場合は2年度分、3年平均の場合は3年度分)	①工事請負契約書(注文書及び請書) ※工事経歴書に記載が必要な工事の内、請負金額の上位3件分(元請・下請合わせ金額の大きい順) ※発注者、受注者、請負金額、工期、工事名が確認できる部分が必要です。ただし、変更契約を行っている場合には、変更ごとの請負金額を確認できる部分を追加してください。 ※工事経歴書に記載されている工事について契約書等がない場合は、工事の内容及び入金が確認できる書類(請求書、売上帳、通帳(写)、工事代金振込通知書等)(注1) ※JV工事の場合は、協定書等で出資比率が確認できる協定書等を追加で提出してください。 ※電子契約により工事請負契約を締結している場合は、①に加えて「原本性証明に関する資料」又は「入金確認書類」を求めることがあります。(注2) ----- ②工事経歴書においてプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の施工実績がある場合は、当該工事に係る工事契約書及び仕様書等(工事経歴書に記載された請負金額の上位3件に該当する工事のみ) ----- ③施工体制台帳等 申請内容に疑義がある場合、①及び②のほかにも、施工体制台帳やその他の書類を追加で求めることがあります。
(4) 社会性等	
雇用保険加入の有無	○審査基準日を含む年度分の「雇用保険料の領収書」及び「労働保険概算確定保険料申告書の控え」 ※口座振替制度を利用されている方は、上記申告書の控え及び厚生労働省から送付される「口座振替結果のお知らせ」を提示してください。
健康保険加入の有無 厚生年金保険加入の有無	○審査基準日を含む月分の「健康保険及び厚生年金保険の領収証書」又は「保険料納付済証明書」
建設業退職金共済組合加入の有無	○建設業退職金共済組合加入・履行証明書【原本提出】 (履行証明書の発行ができない場合は原則加点对象外) ※承継等にかかる経営事項審査の場合で、証明書が発行できない際はご相談ください。

<p>(5) 技術職員名簿 (事前提出)</p> <p>※ 記載できる技術職員は、審査基準日前6か月を超え、恒常的雇用が必要です。</p> <p>※ 雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。</p> <p>ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。</p> <p>なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。</p> <p>※ 記載項については、生年月日(年長者→年少者)で記載いただくようご協力願います。</p> <p>※ 右記確認書類の内、①、②、③のいずれかに該当する方について、④及び⑤が必要ですが、⑥は該当者がいる場合のみ提出してください。</p>	<p>① 監理技術者 「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」</p> <p>② 基幹技能者 「登録基幹技能者講習修了証(写)」</p> <p>③ その他の技術者 技術職員の資格を証する書類(写) ※ 事前に「入札参加資格審査申請書第5号(和歌山県内建設業者)」や許可申請時の届出により早急が資格者証等を確認済みであれば不要</p> <p>④ 常勤性が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等【社会保険加入者】 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)と賃金台帳(写)(注3)【雇用保険加入者】 住民税特別徴収税額を通知する書面、賃金台帳(写)、源泉徴収簿等【社会保険及び雇用保険に加入できない方】 所得税確定申告書の「事業専従者」に該当する場合は、申告書の第一表と第二表(写) <p>⑤ 6ヶ月を超える雇用の確認(注4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の名称が記載された、審査基準日時点で有効な健康保険証(写)【社会保険加入者】 ※事業所の名称の記載が無い場合は、健康保険組合理事長による資格証明書(資格取得日及び基準日での資格が証明できること) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書【雇用保険加入者】 住民税特別徴収税額を通知する書面【社会保険及び雇用保険に加入できない方】 賃金台帳(写)等【社会保険及び雇用保険に加入できない方】 <p>※ ④と⑤の両方が必要です。</p> <p>⑥ 審査対象年において新規に技術者になった方の確認(該当者のみ)</p> <p>※ 「審査対象年」とは、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始日の直前1年のこと</p> <p>前回受審していない場合または前回の審査基準日が今回の審査基準日の前年同日でない場合は、審査対象年に新規に技術者となったことがわかる書面</p> <p>例：雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届、賃金台帳(写)、源泉徴収簿、技術職員の資格を証する書面 等</p> <p>⑦ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ※該当者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時10人以上の労働者を使用する会社の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。(なお、別記様式第3号の対象技術職員名簿は提出書類です。)
--	--

- (注1) 申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分必要です。
- (注2) 電子契約とは、電子署名及び認証業務に関する法律及びその他関係書類に基づく、電子署名を利用した契約書をいいます。「原本性証明に関する書類」とは、契約の当事者でない第三者が電子契約書類の原本性を証明する証明書類をいいます。証明書類の取得に要する費用は申請者がご負担願います。
- (注3) 審査基準日以降に退職している者は、
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
 - 離職票
 - 賃金台帳 等で確認します。

<p>(5) 技術職員名簿 (事前提出)</p> <p>※ 記載できる技術職員は、審査基準日前6か月を超え、恒常的雇用が必要です。</p> <p>※ 雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。</p> <p>ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。</p> <p>なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。</p> <p>※ 記載項については、生年月日(年長者→年少者)で記載いただくようご協力願います。</p> <p>※ 右記確認書類の内、①、②、③のいずれかに該当する方について、④及び⑤が必要ですが、⑥は該当者がいる場合のみ提出してください。</p>	<p>① 監理技術者 「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」</p> <p>② 基幹技能者 「登録基幹技能者講習修了証(写)」</p> <p>③ その他の技術者 技術職員の資格を証する書類(写) ※ 事前に「入札参加資格審査申請書第5号(和歌山県内建設業者)」や許可申請時の届出により早急が資格者証等を確認済みであれば不要</p> <p>④ 常勤性が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等【社会保険加入者】 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)と賃金台帳(写)(注3)【雇用保険加入者】 住民税特別徴収税額を通知する書面、賃金台帳(写)、源泉徴収簿等【社会保険及び雇用保険に加入できない方】 所得税確定申告書の「事業専従者」に該当する場合は、申告書の第一表と第二表(写) <p>⑤ 6ヶ月を超える雇用の確認(注4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の名称が記載された健康保険証(写)【社会保険加入者】 ※事業所の名称の記載が無い場合は、健康保険組合理事長による資格証明書(資格取得日及び基準日での資格が証明できること) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書【雇用保険加入者】 住民税特別徴収税額を通知する書面【社会保険及び雇用保険に加入できない方】 賃金台帳(写)等【社会保険及び雇用保険に加入できない方】 <p>※ ④と⑤の両方が必要です。</p> <p>⑥ 審査対象年において新規に技術者になった方の確認(該当者のみ)</p> <p>※ 「審査対象年」とは、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始日の直前1年のこと</p> <p>前回受審していない場合または前回の審査基準日が今回の審査基準日の前年同日でない場合は、審査対象年に新規に技術者となったことがわかる書面</p> <p>例：雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届、賃金台帳(写)、源泉徴収簿、技術職員の資格を証する書面 等</p> <p>⑦ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ※該当者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時10人以上の労働者を使用する会社の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。(なお、別記様式第3号の対象技術職員名簿は提出書類です。)
--	--

- (注1) 申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分必要です。
- (注2) 電子契約とは、電子署名及び認証業務に関する法律及びその他関係書類に基づく、電子署名を利用した契約書をいいます。「原本性証明に関する書類」とは、契約の当事者でない第三者が電子契約書類の原本性を証明する証明書類をいいます。証明書類の取得に要する費用は申請者がご負担願います。
- (注3) 審査基準日以降に退職している者は、
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
 - 離職票
 - 賃金台帳 等で確認します。

- (注4)
 6か月を超える雇用の確認は、下記例のとおり常勤性確認と同時に行います。
 【例】
 ・健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で常勤性を確認した場合
 →審査基準日時点で有効な健康保険証(写)で確認
 ※令和7年12月2日以後を審査基準日とする場合、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収額額を通知する書面又は貸金台帳(写)等で確認
 ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)と貸金台帳(写)で確認した場合
 →雇用保険被保険者資格取得等確認通知書で確認
 ・貸金台帳(写)で確認した場合
 →審査基準日以前7ヶ月分の支給が確認できる貸金台帳(写)等で確認

11. 加点対象となる建設機械

- 審査基準日に建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとします(最大15台)。
 □ ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械 で下表に適合するもの。

建設機械種別区分	仕様の要件	建設機械の区分	区分のポイント	(補 足)	
ショベル系掘削機	掘削系のアタッチメント交換可能	小型バックホウ	油圧ショベル6トン未満のバックホウ		
		バックホウ	油圧ショベル6トン以上のバックホウ		
		ドラグイン及びクラムシェル	掘削用原動機を有する場合は22キロワット未満で他の掘削系アタッチメントに交換可能なこと	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するものは、建設機械種別区分表の掘削系アタッチメントに区分される	
		泥土掘削機			
		バイルドライバー	ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン未満で他の掘削系等のアタッチメント交換可能なこと	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のものは、建設機械種別区分表の掘削系アタッチメントに区分される	
ブルドーザー	自重3トン以上	ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	
			ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	
			ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	
トラクターショベル	バケット容量0.4立方メートル以上(山積み)	クローラローダー	キャタピラー式(履帯式)のもの		
		ホイールローダー	車輪式のもの		
モーターグレーダー	自重5トン以上	モーターグレーダー			
移動式クレーン	移動式クレーン	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン		
		ダンプ車	自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車、自動車検査証の備考欄に「建」と表示されていることを要しない。		
		高所作業車	労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車		
		締固め用機械	労働安全衛生法施行令第7条第4号に掲げる締固め用機械、ロードローラー(ハンドガイドローラーを含む)、タイヤローラー、振動ローラーが該当。		
		解体用機械	労働安全衛生法施行令第7条第6号に掲げる解体用機械、ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が該当。また、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着して解体用機械として使用する等の場合、複数の特定自主検査記録表等同一のベースマシンが記載されている場合は、重複するものとして加点対象にならない。		
		ダンプ車	自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車、自動車検査証の備考欄に「建」と表示されていることを要しない。		
		高所作業車	労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車		
ブルドーザー	自重3トン以上	ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	
		ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと		
トラクターショベル	バケット容量0.4立方メートル以上(山積み)	クローラローダー	キャタピラー式(履帯式)のもの		
		ホイールローダー	車輪式のもの		
モーターグレーダー	自重5トン以上	モーターグレーダー			
移動式クレーン	移動式クレーン	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン		
		ダンプ車	自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車、自動車検査証の備考欄に「建」と表示されていることを要しない。		
		高所作業車	労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車		
		締固め用機械	労働安全衛生法施行令第7条第4号に掲げる締固め用機械、ロードローラー(ハンドガイドローラーを含む)、タイヤローラー、振動ローラーが該当。		
		解体用機械	労働安全衛生法施行令第7条第6号に掲げる解体用機械、ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が該当。また、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着して解体用機械として使用する等の場合、複数の特定自主検査記録表等同一のベースマシンが記載されている場合は、重複するものとして加点対象にならない。		

- (注4)
 6か月を超える雇用の確認は、下記例のとおり常勤性確認と同時に行います。
 【例】
 ・健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で常勤性を確認した場合
 →健康保険証(写)で確認
 ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)と貸金台帳(写)で確認した場合
 →雇用保険被保険者資格取得等確認通知書で確認
 ・貸金台帳(写)で確認した場合
 →審査基準日以前7ヶ月分の支給が確認できる貸金台帳(写)等で確認

11. 加点対象となる建設機械

- 審査基準日に建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとします(最大15台)。
 □ ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械 で下表に適合するもの。

建設機械種別区分	仕様の要件	建設機械の区分	区分のポイント	(補 足)	
ショベル系掘削機	掘削系のアタッチメント交換可能	小型バックホウ	油圧ショベル6トン未満のバックホウ		
		バックホウ	油圧ショベル6トン以上のバックホウ		
		ドラグイン及びクラムシェル	掘削用原動機を有する場合は22キロワット未満で他の掘削系アタッチメントに交換可能なこと	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するものは、建設機械種別区分表の掘削系アタッチメントに区分される	
		泥土掘削機			
		バイルドライバー	ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン未満で他の掘削系等のアタッチメント交換可能なこと	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のものは、建設機械種別区分表の掘削系アタッチメントに区分される	
ブルドーザー	自重3トン以上	ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	
			ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	
			ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械種別区分表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	
トラクターショベル	バケット容量0.4立方メートル以上(山積み)	クローラローダー	キャタピラー式(履帯式)のもの		
		ホイールローダー	車輪式のもの		
モーターグレーダー	自重5トン以上	モーターグレーダー			
移動式クレーン	移動式クレーン	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン		
		ダンプ車	自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車、自動車検査証の備考欄に「建」と表示されていることを要しない。		
		高所作業車	労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車		
		締固め用機械	労働安全衛生法施行令第7条第4号に掲げる締固め用機械、ロードローラー(ハンドガイドローラーを含む)、タイヤローラー、振動ローラーが該当。		
		解体用機械	労働安全衛生法施行令第7条第6号に掲げる解体用機械、ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が該当。また、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着して解体用機械として使用する等の場合、複数の特定自主検査記録表等同一のベースマシンが記載されている場合は、重複するものとして加点対象にならない。		